

令和6年12月19日

支出負担行為担当官代理
防衛省大臣官房会計課
会計課長 河口 健児
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
X-015	会場及び宿舍の借上	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月25日 至：令和7年5月10日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年1月20日（月）11：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、代金の精算に関する特約条項

11. そ の 他

- 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- 契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
- 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年1月16日（木）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線 20824

仕 様 書			
件名	会場及び宿舎の借上	作成年月日	令和6年12月16日
		作成課	整備計画局サイバー整備課

1 総 則

この仕様書は、会場及び宿泊施設等の借上について規定する。

2 実施期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月10日（土）までの間利用できること。

3 会議室等（2室）の借上げ

2室合計で上限180名の人員が着席時収容できる広さを有すること。

借上期間等については、以下のとおり

ア 300㎡以上の1部屋（150人程度）

（令和7年4月25日（金）8時から令和7年5月10日（土）23時まで）

イ 90㎡以上の1部屋（30人程度）

（令和7年4月25日（金）8時から令和7年5月10日（土）23時まで）

エ 上限180名の人員が着座するための椅子及びテーブルが準備されていること。

なお、テーブルは2人掛けとする。

オ 会議等を行うためのマイクシステム一式が準備されていること。

なお、マイクは3台以上準備するものとする。

カ 上限180名の人員が見渡すことが可能なプロジェクター式が準備されていること。

キ ホワイトボード4台用意されていること。

ク 4月25日（金）及び5月10日（土）は荷物の搬出入を行う。

ケ インターネット回線の拡張のためにE P S等に機材を設置できること。

4 宿泊施設の借上

借上予定期間については、令和7年5月5日（月）から令和7年5月9日（金）とする。

ア 借上予定数量は65人分、4泊とする。シングル1泊を1日とする（素泊り）。

イ チェックインは、14時、チェックアウトは11時に対応できること。

5 精算

別紙のとおり、宿泊人数に応じ数量の精算を行うものとする。

キャンセル料については契約相手方のキャンセルポリシーに則り支払いを行い、後日実費精算を行うものとする。

6 その他

ア 検査は、防衛省整備計画局サイバー整備課の支出負担行為担当官補助者が実施する。

イ 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の基準（令和5年12月22日変更閣議決定）」を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

ウ この仕様書による他、疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議するものとする。

エ この契約の履行にあたり知り得た情報は他には漏らしてはならない。本契約の終了後も同様とする。

オ 各会議室には別途契約予定であるインターネット回線及び持ち込み機材搬入を行う。

カ 水、電気、生活雑貨（トイレットペーパーなど）等については利用料金に含むこと。

キ ゴミについては収集・処分すること。

ク 会場は、防衛省より半径1.6 Km圏内かつ最寄駅から1 Km圏内に位置していること。

精算品目一覧表

	品名	単位	上限数量	備考
1	宿泊（4泊5日）	泊	260	数量の精算
2	キャンセル料	－	－	実費精算